

# 被災した家屋等の解体・撤去制度のご案内

安 平 町  
平成 30 年 12 月

本制度は、胆振東部地震によって甚大な被害を受けた被災家屋等について所有者の依頼に基づき、安平町が所有者に代わって解体・撤去を行うものです。  
※このチラシは、安平町に解体を依頼される方に向けた内容となっています。既に解体が終わっている方については、別途お知らせします。

## 1 解体・撤去の対象

### ■倒壊のおそれがある個人の家屋等、中小企業者の事業所等の内の住居部分

「り災証明書」で、「全壊」、「大規模半壊」及び「半壊」と判定されたもの。

※「中小企業者の事業所等」とは、中小企業基本法に定める「中小企業者」等（これに準じる公益法人等を含む。）が所有する事業所や賃貸マンション等です。

※その他の詳細は、「5 Q&A」(4ページ目)をご覧ください。

※平成 30 年 9 月 6 日時点での家屋等の所有者が本制度の対象となります。

### ■次のいずれかに該当する家屋等は、基礎部分(杭基礎は除く)も解体・撤去します。ただし、地下室がある場合を除きます。

- ・3階建までの戸建住宅
- ・戸建住宅以外の家屋等で、2階建以下かつ高さが10m以下のもの

※敷地等の状況により解体・撤去できない場合もあります。

## 2 受付窓口・時間等

■受付窓口:復興・生活再建支援室、総合支所にお越しください

■受付期間:平成 30 年 12 月 10 日(月)～平成 31 年 3 月 29 日(金) 土日祝日、年末年始除く

■受付時間:午前9時～午後5時

問合せ	<b>「安平町 震災廃棄物処理対策班」</b>
	「安平町復興・生活再建支援室(申請書類関係)」0145-22-2511
	「建設課 施設グループ (解体工事関係)」0145-22-2516
	「税務住民課(り災証明関係・解体廃棄物関係)」0145-22-2940
期間	平成 30 年 12 月 10 日(月)～平成 31 年 3 月 29 日(金)
時間	午前9時～午後5時まで (土日祝日、年末年始除く)

### 3 受付に必要な書類等（り災証明書があれば、発行手数料が減免になる証明書等もあります。）

#### ■【個人・中小企業者・公益法人等共通】※必須

必要な書類等	備考
申請書(様式1又は様式2)	様式1(個人、個人事業者用)、様式2(法人用)
建物配置図(見取り図)(様式3)	
来られる方の身分証明書【原本】	・写真が付いているもの(運転免許証、パスポート等)は、1種類 ・写真が付いていない健康保険証などは、2種類コピーをとってお返します。
印鑑登録証明書【原本】	発行日から3ヶ月以内のもの 【申込み先】 ・個人の方→税務住民課 住民G 0145-22-2940 総合支所 住民サービス課 0145-25-2411 ・法人の方→札幌地方法務局 苫小牧支局 (TEL0144-34-4809)
被災家屋等の「り災証明書」【原本】	コピーをとってお返します。 【問合せ】 税務住民課 税務G 0145-22-2513
被災家屋等の写真(現像したもの) 【カラーコピー可】	被災家屋等の全景写真(解体する被災家屋等が特定できるもの) ※その他、危険な状況がわかる写真
被災家屋等の「登記事項(家屋)全部事項証明書」【原本】  ※未登記の場合は、「固定資産証明書」【原本】  (※どちらも、平成 30 年9月6日以降に発行されたもの)	発行日から3ヶ月以内のもの 【申込み先】 「登記事項(家屋)全部事項証明書」 →札幌地方法務局 苫小牧支局(TEL0144-34-4809) 「固定資産証明書」 →税務住民課税務G(TEL0145-22-2513) 総合支所住民サービス課(TEL0145-25-2411)

#### ■代理人の方が手続を行う場合にご用意いただく書類

依頼者の委任状(様式7)【原本】	委任状は、所定のもの(様式7)
------------------	-----------------

#### ■共有者がいる場合にご用意いただく書類

解体・撤去同意書(様式4)【原本】	共有者全員の分
共有者の印鑑登録証明書【原本】	発行日から3ヶ月以内のもの 【申込み先】 ・個人の方→税務住民課 住民G 0145-22-2940 総合支所 住民サービス課 0145-25-2411 ・法人の方→札幌地方法務局 苫小牧支局 (TEL0144-34-4809)

#### ■賃貸のアパート・マンションの場合にご用意いただく書類

解体・撤去同意書(様式5)【原本】	賃借人全員の分
関係権利者の印鑑登録証明書【原本】	発行日から3ヶ月以内のもの(全員分)

■分譲マンションの場合にご用意いただく書類

マンション建替決議の議決書【原本】	コピーをとってお返します ※マンション建物取壊し決議の議決書【原本】等でも可能
-------------------	--

■法定相続手続き中の場合にご用意いただく書類

解体・撤去同意書(様式6)【原本】	法定相続人全員の分
法定相続人の印鑑登録証明書【原本】	発行日から3ヶ月以内のもの(全員分)

■【法人格を持つ中小企業者・公益法人等】※必須

商業・法人登記簿謄本【原本】	発行日から3ヶ月以内のもの 【申込み先】 ・法人の方→札幌地方法務局 苫小牧支局 (TEL0144-34-4809)
----------------	---

※個別の状況により必要書類を追加していただく場合があります復興・生活再建支援室にて、ご確認ください。

**例1) 被災家屋等が未登記で非課税物件の場合**

→被災家屋等の面積、構造等が確認できるもの財産目録等【写し可】

**例2) 登記上の所有者が死亡されている場合**

→所有者の死亡と相続人全員分の被相続人との続柄等関係や氏名がわかる戸籍等

## 4 受付から解体・撤去までの流れ

① 「3 受付に必要な書類等」(2ページ目)をご覧くださいのうえ、必要書類をそろえてください。

②受付 安平町総合庁舎 復興・生活再建支援室 電話 0145-22-2511  
総合支所 住民サービス課 電話 0145-25-2411

③事前立会(工事着手)

町が委託しておりますコンサル会社・解体業者と所有者の方と一緒に家屋等の現状を確認のうえ、対象範囲や工事日程等の打合せをします。

※このときまでに上下水道、電気、電話などの各種手続きをお願いします。

④解体・撤去工事

⑤完了立会(工事完了)

所有者の方と一緒に現地で工事の完了を確認いたします。  
後日、安平町から「解体・撤去完了通知書」を郵送いたします。

## 5 Q&A

### 問1 被災家屋の解体撤去の費用は、所有者の負担になるのか？

答1 全壊の場合は町が負担します。ただし、大規模半壊、半壊の場合は所有者の負担があります。また、解体・撤去の支障となる電気・ガス・上下水道をはじめとするライフライン撤去などは所有者負担もありますので、早めの手続きをお願いします。

### 問2 家屋と一緒に敷地内にある物置やブロック塀も解体撤去してもらえるのか？

答2 納屋、倉庫、物置等の非住家単体の解体及び住家と一体で解体する場合でも解体の支障等の理由がない場合は、非住家や付帯物の撤去及び解体は対象外となります。

### 問3 被災家屋の一部だけを撤去してもらえるのか？

答3 町で行うのは、被災家屋全体の解体撤去のみとなります。また、増改築を行っていたり、複数の家屋がつながっている場合に、そのうちの一部だけを解体撤去することはできません。

### 問4 家屋に損壊はないが、ブロック塀が倒壊する恐れがある場合、解体撤去してもらえるのか？

答4 家屋に損壊がなく(り災証明で、一部損壊も含む)、ブロック塀だけが倒壊のおそれがある場合については、ブロック塀単体の解体撤去はできません。

### 問5 庭木・庭石や土間コンクリートは、撤去してもらえるのか？

答5 庭木・庭石は、原則撤去しません。土間コンクリートは、家屋周りのいわゆる「犬走り」を除き解体撤去しません。

### 問6 平成30年12月25日に引っ越すので、12月26日から解体してほしい。

答6 引っ越し時期を考慮し解体の着手時期を決めますが、依頼者による着工日の指定はお受けできません。 ※解体前までに転居をお願いします。

### 問7 かり災証明書が発行されない家屋等であるが、解体撤去してもらえるのか？

答7 倒壊の危険があり、二次災害を引き起こす可能性がある家屋等については、申請をしていただいた後、対応を検討します。

### 問8 解体する前に荷物等を搬出する必要があるのか？

答8 家財や貴重品など必要な物については事前に搬出をお願いします。

※事業所のごみについては、安平・厚真行政事務組合に電話(0145-22-3151)してご確認ください。